

## セミコン台湾商談会参加に係る補助金実施要領 ～大分県LSIクラスタービジネス交流事業補助金～

大分県LSIクラスタービジネス交流事業補助金交付要綱第2条に基づき、下記のとおり定める。  
なお、当要綱第4条第1号に基づき、補助対象者は大分県LSIクラスター形成推進会議の県内会員とする。

目的	セミコン台湾開催時に台北市を訪問し、台湾電子設備協会及びその他団体から募集頂いた参加企業と大規模商談会を実施し、加えてセミコン台湾を視察することで会員企業の販路開拓を図る。	
1	対象旅行(事業)名	セミコン台湾商談会参加事業
2	事業実施期間 (旅行期間)	令和元年 9月18日(水) ～ 9月20日(金) ※セミコン台湾視察による事業期間に加え前後の日程追加(宿泊)も可とする。
3	補助対象経費 (旅費)の内訳	(日本国内～海外旅費) 国内交通費、海外交通費、航空運賃、宿泊料 (タクシー代は含めず)
4	補助金の上限額 及び取扱い (第2条関係)	1人当たり 40,000円を限度に補助(実費以内)
5	1社あたり 補助限度人数 (第2条関係)	1会員当たり 2人までとする
6	申請期限 (第3条関係)	補助金申請期限 令和元年 8月23日(金)必着
7	補助条件 (第4条第2号関係)	補助対象者は商談会参加のうえセミコン台湾を視察するものとし、会員ごとに各商談結果を要報告。
8	旅行における条件 (第4条第4号関係)	行程における事務局との同行動の必要は無し。
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の領収書・請求書等は完了報告の際に添付が必要なので、捨てずに保管しておくこと。</li> <li>・各種キャンセル料は補助の対象としない。</li> <li>・商談会の「通訳」は、クラスター会員の指定テーブル毎に事務局が手配する。(無料。ただし希望者のみ)</li> </ul>

